

第 382 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 8 月 9 日 14 時 00 分 ~ 15 時 37 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 会議室
3. 通知年月日 令和 4 年 8 月 2 日
4. 告示年月日 令和 4 年 8 月 2 日
5. 出席者  
(委 員) 植木 忠勝、水主川 澄男、二宮 昌彦、船津 博也、  
部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源  
(事務局) 森川事務局長、永井事務局次長、大崎係長
6. 欠席者 豊田 功己、吉田 栄
7. 傍聴者 なし
8. 議題  
第 1 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)  
第 2 号議案 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成(栽培漁業)に関する基本計画」の策定について (諮問)  
第 3 号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「動力船を使用する釣りによるいかの採捕の制限」の発出について  
第 4 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)  
第 5 号議案 区画漁業の免許について (諮問)  
第 6 号議案 長崎県漁業調整規則の一部改正について (諮問)

9. その他

10. 議事

(14 時 00 分 開始)

事務局 ただ今より、第 382 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

会 長 それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、吉田委員、豊田委員から欠席の連絡がっておりますが定員 10 名中、8 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

会 長 それでは、これより議事に入ります。  
本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「船津委員」と「水主川委員」にお願いします。

会 長 今回の議題は、お手元の資料のとおり、  
第 1 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)  
第 2 号議案 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成(栽培漁業)に関する基本計画」の策定について (諮問)

第3号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「動力船を使用する釣りによる  
いかの採捕の制限」の発出について  
第4号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）  
第5号議案 区画漁業の免許について（諮問）  
第6号議案 長崎県漁業調整規則の一部改正について（諮問）  
その他  
となっております。

会 長 それでは、第1号議案 「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」を  
上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきます。その  
後説明いたします。  
まず、資料P2をご覧ください。  
（諮問文朗読）  
（事務局説明）

会 長 事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

植木委員 3ページの最後の方のケンサキイカ東シナ海日本海系群とヤリイカ対馬暖  
流系群とありますがこれはどんな違いがありますか。漁場だけの違いです  
か。名前もヤリイカもケンサキイカも種類は同じだと思っております。区域  
で分けてあるのか。

水主川委員 潮じゃないですか、海流の暖流系の潮と北からくるリマン海流ではまた潮  
がちょっと違うですたい、その違いでは。

事務局 今回追加魚種とさせていただいている魚種名ですが、標準和名を使ってお  
りまして、ここで言うヤリイカはササイカということで、別の種類として  
分けているということです。

植木委員 それならわかります。

事務局 イカについては地区ごとに呼び名が入れ替わることがありまして、基本的  
にどこでも通用する文言ということで標準和名を使った記載をさせていただ  
いております。

会 長 他にご意見等ございませんか。  
ご意見等ないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更につ  
いて（諮問）」は、諮問原案のとおり変更することに、ご異議ございませ  
んか。

委 員 異議なし。

会 長      ご異議ないようですので、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長      続きまして、第 2 号議案「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成（栽培漁業）に関する基本計画の策定について（諮問）」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局      知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。  
まず、資料 P39 をご覧ください。  
（諮問文朗読）  
（事務局説明）

会 長      事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

船津委員      放流事業の中で市のほうが毎年やっておるんですが県の方で今までどの地区でやったか。

事務局      特定の魚種に関してどの地区という・・・魚種ごとの放流個所については資料がないのですが、例えばクエなんかにつきましては県内各地区で県の補助等も含めて放流させていただいております。  
ヒラメも各地区要望があるところでは県内多くのところでさせていただいております。あとガザミについては有明海内の特徴的な魚種でございますので有明海の中で放流適地を探すというような形で対応させていただいております。

船津委員      対馬では放流事業はあるか。

事務局      対馬島内での放流についてはクエについては対馬島内でも県の助成事業で放流をしていたと思います。

事務局長      対馬の方では地域の栽培漁業推進協議会が中心になって最近磯焼けの関係があつて少ないんですけどアワビの放流は以前はたくさんやっていた。あと離島再生交付金等の漁業集落ではサザエであるとかカサゴであるとかいう放流事業をやってます。

船津委員      この 5 か年計画の中で令和 4 年度から 8 年度のこの事業が今係長の方から話があつたと思うのですが長崎県全体の対馬も含んだこの 5 か年計画でしょうか。

事務局      この第 8 次の長崎県栽培漁業基本計画につきましては県内全域を対象にした計画でございますのでもちろん対馬海区も含まれた内容になっております。

会 長      他にご意見等ございませんか。

ご意見等ないようですので、第2号議案「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成（栽培漁業）に関する基本計画の策定について（諮問）」は、諮問原案どおり策定することにご異議ございませんか。

会 長 ご異議ないようですので、第2号議案については、諮問原案どおり策定して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 続きまして、第3号議案「対馬海区漁業調整委員会指示「動力船を使用する釣りによるイカの採捕の制限」の発出について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 長崎県海面利用協議会から回答文がきておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。  
資料のP53をご覧ください。  
（回答文朗読）  
（事務局説明）

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

水主川委員 20トン以上の12マイル以内の海面、これは長崎県内だけか参考までに教えてほしい。全国的な規模なのか。

事務局 こちらにつきましては、県内各地区の漁業調整委員会より指示を出しているものでございます。そのためこちらの対象となる区域につきましては長崎県海域となっております。

会 長 他にご意見等ございませんか。  
ご意見等ないようですので、第3号議案「対馬海区漁業調整委員会指示「動力船を使用する釣りによるイカの採捕の制限」の発出について」は、指示原案のとおり発出することによろしいですか。

委 員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第3号議案については、指示原案どおり発出することに決定します。

会 長 続きまして、第4号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。  
資料のP57、59をご覧ください。  
（諮問文朗読）  
（事務局説明）

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

神田委員 雑魚かご漁業で新規許可ですね。これは漁業権の第2種漁業権の行使規則の中では行使されないのか。新規に許可を取らないといけないのか。その中で雑魚かごの免許を取ってると思うが。漁業権内の行使で、出来ないものか、新たに新規の許可を取らんといけないものか。

事務局 はえ縄式あなご籠漁業、たて縄式雑魚かご漁業は共同漁業権の行使の中には含まれていない。

神田委員 たて縄式が入っているから一般の共同漁業権の行使ではただの雑魚かごだからあくまで許可を取らないといけないということか。

事務局 そういうことになります。

植木委員 県外船の小型いか釣り船ですね、現在いか釣り協議会の話では県外船は65隻までと決まっているでしょ。それを今度絞り込まないかんですね。

事務局 こちらは対馬海区だけではなく長崎県全体の船舶数です。ですからこの中に対馬の隻数も含まれています。

会 長 他にご意見等ございませんか。  
ご意見等ないようですので、第4号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」は、諮問原案のとおり公示することに、ご異議ございませんか。

委 員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第4号議案については、諮問原案のとおり公示することに決定します。

会 長 続きまして、第5号議案「区画漁業の免許について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 諮問文がきておりますので、朗読させていただきます。その後資料に基づき説明いたします。  
資料 P67 をご覧ください。  
(諮問文朗読)  
(事務局から説明)

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

阿比留委員 この免許の許可はいつになるのか。令和4年の9月3日からになるのか。

事務局 許可日については資料の 69 ページをご覧ください。右から 4 列目の許可の期間に記載されております令和 4 年 9 月 3 日から令和 5 年の 8 月 31 日までの期間となっております。

阿比留委員 9 月 1 日付で免許を切り替える前 1 年以内は受付ませんという指示があったんですけどそれは別に問題ないか。

事務局 今回の切り替えにつきましては切り替え前 1 年間の凍結という文書は出されておられません、前回まではそういった文書を凍結しますという形できちんと連絡がされておりますが今回はそういった対応を取っていないということでございます。ただし、1 年以内のものについては十分必要性を見てどうしても必要というものだけを対応するというような形で取り組んでいます。

阿比留委員 分かりました。

水主川委員 今回は 1095 やけど前は 1056 やったけど、その前はまた別の番号やった。これは毎回番号が変わるものなのか。

事務局 こちらは新規の漁場計画を立てる場合には新しい番号をつけるということになっている。今回も元の番号があったのですが、形が変わって漁場計画が変わるということで新規の計画となり番号も新しくなる。

水主川委員 この右側が変わるので新規になるとの見立てで番号を新たに打つということかね

事務局 その通りとなります。

会 長 新聞に載っていた西山水産はどうなっているのか。

水主川委員 この 1095 の中に入ってます。この 1095 の黄色い線で囲んだ部分の枠内に入っている。西山水産はこの中に入っているから西山水産の名前がある限りは漁業権の中に施行される。

会 長 他にご意見等ございませんか。  
ご意見等ないようですので、第 5 号議案「区画漁業の免許について(諮問)」は、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

委 員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第 5 号議案については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 続きまして、第 6 号議案「長崎県漁業調整規則の一部改正について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 諮問文がきておりますので、朗読させていただきまして、その後資料に基づき説明いたします。  
資料 P72 をご覧ください。  
( 諮問文朗読 )  
( 事務局から説明 )

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

植木委員 73 ページのごち網漁業ですね、これは沖合ごち網と操業海域が違うのか。

事務局 ごち網漁業と沖合ごち網漁業は文言の通り操業区域が異なるものです。

植木委員 沖合ごち網漁業は対馬海区に入って来れるということか。

事務局 沖合ごち網漁業の正確な操業区域に資料はないので改めて説明させていただきたい。

植木委員 よろしくをお願いします。

二宮委員 このもりとやすの定義こういった形に県が決められているのか。

事務局 実際のもりやすの細かい分類につきましては県の漁業調整規則の方で規定をしておりますので、最終的な区分については県の方でこれはもりに含まれるこれはやすというような形で判断する。

二宮委員 この改正というのは、こういった形で改正はしていけるのか  
あのですねこれ漁業者、漁師の方から言えばこのもりとやすの定義は道具自体は同じなんですよ、これは私たち漁業者がもりというのは先は全部 3 本になってるでしょ固定式の奴で、もりというのは一本鉞で先を「つばめ」と言ってますね魚突いたら抜けてワイヤーが 30 cm ~ 40 cm 付いてそれが漁師はもりと言う。これが一番脅威なんです。これは観光客とかそういうのを遊漁船で色々勝手に潜らせないための指示を出しよるわけだが漁師としては 3 本鉞というのは何も脅威じゃない。だからそのもりちゅうさっき私が説明したやつを委員会指示としてね県の方に改正をしてもらいたい。これが一番脅威。3 本鉞というのは幾ら魚付いても小さい魚でも大きい魚でも抜ける、よっぽど急所を突かないと。だから聞きよるわけです。

事務局 調整規則で規定する遊漁者が使う道具ですが、こちらにつきましては各県ごとに定めておりますので、もり・やすの定義につきましても、県ごとに若干異なるようになっております。

二宮委員 対馬周辺巖原管内でも色々遊漁で来て潜水をしてある人私も何回も巖原管内で現場を直接そのまま抑えたことがあるそういうところに立ち会ったこと

があるが、こういう3本鉾を持って来てる人は誰も居りません。すべてさつき私が説明したやつね。もっと性能のいいシャフトをねじ式でバラバラにしたやつとかねそういうやつをもってきている。

事務局 今回の改正の内容につきましては、これまで明確にされていなかったもり・やすについて改めて記載するという改正をするものでありますので、今二宮委員からご意見いただいた部分につきましては、調整規則の担当でございます漁業振興課に意見があったということで伝えさせていただきたい。

二宮委員 お願いいたします。

会 長 どうまとめますか。

事務局 文言の改正なのでこのままの案でお願いしたい。

会 長 二宮委員が言うのが一番みんな思っとること。うちの犬ヶ浦にも3人ぐらい魚のいないときは突いてね直ぐ獲って行って逃げてね、できればぴしゃつと事務局一任なら一任でそういう風に変えたらいいのではないかこれを通さないけんか。

二宮委員 こうして意見があったということでねぜひ。

事務局 分かりました。

阿比留委員 この件は組合員も使用禁止になるとですか。

事務局 今回の改正はあくまでも遊漁者のもの。漁業者は使用可能。

阿比留委員 これは漁業調整規則ですけれども違反したら罰則があるか。

事務局 罰則はあります。漁業調整規則の違反ということで罰則は科料、まあ罰金で刑罰の対象となるので前科付くというようなものであります。

二宮委員 取り締まるときは観光客にしても遊漁者にしても玩具みたいな3本鉾のを持って海に入る人は絶対いない。これはライフベースに売ってある玩具と変わりませんから、すべて私さつき説明したもりですからそれが一番脅威ですから。

事務局 最近のスピアフィッシングというスポーツとして魚突きをする方は玩具みたいなものではなく、仰られた通り何本か継いで2～3メートルの長さになるもりを使ってされている場合が多いと聞いています。

二宮委員 長崎県がそういったやつを委員会指示で禁止しとった場合は厳原に入ってきてこれもこれはダメですよとはっきり言えるじゃないですかね。

阿比留委員 今は車で来るらしいですからね。

二宮委員 車でずーっと丘から回ってそこから泳いでアラとかを突きよるとですよ。もう何匹も突いている。

水主川委員 一生懸命放流しても遊漁者がバリバリ獲って一番いいよな。

二宮委員 青物のブリとかも突いている。

会 長 他にご意見等ございませんか。  
ご意見等ないようですので、第6号議案「長崎県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」は、諮問原案どおり規則を改正して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

委 員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第6号議案については、諮問原案どおり規則を改正して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 以上で本日の議題は終了しました。  
続きまして、「その他」といたします。

会 長 委員の皆様、県から何かございませんか。

会 長 それでは、以上をもちまして、第382回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。  
ご審議ありがとうございました。

（15時37分 終了）